

消費税

広く 薄く 負担を求める



四月一日から新たに消費税が課税されます。そこで消費税は何に對してかけられ、また、その負担者と納税者についてお話ししましょう。

消費税とは

消費税は、限られたものだけに課税してきたこれまでの間接税と異なり、ほとんどの物品やサービスの売り上げを対象とした税金で、税率は3%です。

消費税は、消費者に広く薄く負担を求めるという性格上、いわゆる非課税の対象となるのは、土地売買や預金の利子、社会保険医療、教育、福祉の一部などに限定されています。

消費税の仕組みや

計算は簡単

消費税の申告と納付は、製造、卸、小売、サービスなどの各業者が行うこととなります。ただし、前々年（前々事業年度）の年間課税売上高が三千万円以下の事業者の方は、

消費税を納める必要はありません。

前々年（前々事業年度）の課税売上高が、三千万円を超える事業者の方は納税義務があります。計算のしかたは簡単です。（表①）

前々年（前々事業年度）の年間課税売上高が、五億円以下の課税事業者の方は、簡易課税制度によって課税売上高から納付税額を計算できる仕



組みが選べます。（表2）

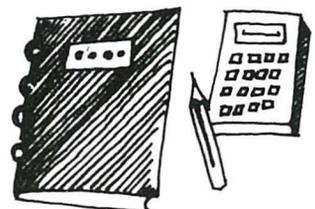
また、その年（その事業年度）の年間課税売上高が、六千万円未満の課税事業者の方には、免税業者とのバランスを考慮し、課税売上高に依じて納付税額の一部が軽減される限界控除制度が設けられています。（表③）

課税期間は、個人事業者の場合は暦年（一月一日～十二月三十一日）、法人は、その事業年度（四月一日～三月三十一日）です。

課税の 仕組みは

事業者の仕入れに課された消費税額は、売上げに課された消費税額から差し引く（控除できる）仕組みになっています。

税額計算の基として、帳簿上の記録、納品書、請求書等があればよいとされています。



表① 消費税の納付税額の計算（原則）

$$\frac{\text{年間課税売上高}}{\text{（税抜き）}} \times \frac{3}{100} - \frac{\text{年間の課税仕入高}}{\text{（税抜き）}} \times \frac{3}{100} = \text{納付税額}$$

表② 簡易課税制度を選んだ場合の計算

$$\text{課税期間中の課税売上高（税抜き）} \times \begin{matrix} 0.6 \\ \text{（卸売業者は0.3）} \end{matrix} = \text{納付税額}$$

表③ 限界控除制度による計算

$$\text{本来納付すべき税額} \times \frac{\text{年間課税売上高} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} = \text{納付税額}$$